

北海道中学軟式ベースボールリーグ規約（案）

●（名称）

第1条 本リーグは、北海道中学軟式ベースボールリーグ（以下「H.J.B.L」と言う）と称する。

●（目的）

第2条 H.J.B.Lは、中学軟式野球を通じて心身の鍛練、より高い人間性の育成を図り、社会教育の一環として活動することを目的とする。

●（事業）

第3条 H.J.B.Lは、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) H.J.B.L 春季大会
- (2) H.J.B.L 夏季大会
- (3) H.J.B.L 秋季大会
- (4) NBJ による委託事業
- (5) U-13・U-14 育成事業
- (6) 道外大会への派遣事業。
- (7) 軟式野球の普及発展に関する事業
- (8) 軟式野球の技術向上に関する事業
- (9) 指導者及び審判講習会
- (10) その他 H.J.B.L の目的を達成するために必要な事業。

●（組織）

第4条 H.J.B.Lは加盟クラブチームをもって構成する。

●（加盟）

第5条 チームの加盟登録については、H.J.B.L加盟クラブチーム登録細則に基づき役員会にて審議し承認を得るものとする。

●（義務）

第6条 加盟チームは次の事を守らなければならない。

- (1) 会費は原則として、通常総会后30日以内に納入しなければならない。
- (2) H.J.B.L事業への参加。但し、正当な理由により参加できない場合を除く。
- (3) H.J.B.L規約並びに確認事項の遵守

●（退会）

第7条 H.J.B.Lを退会するチームは、退会届けをH.J.B.L会長宛に提出しなければならない。
尚、年度途中の退会であっても会費は一切返金しないものとする。

2. H.J.B.Lは受理した退会届けを役員会で計らなければならない。

●（除名）

第8条 H.J.B.Lは次の各号に該当した場合は役員会の決定により除名させる事ができる。

- (1) H.J.B.L の目的遂行に反したり、秩序を乱す行為のあるとき。
- (2) 会費の納入をしない時。
- (3) 正当な理由なく事業に参加しないとき。
- (4) その他加盟チームとして適当でないと役員会が認めたとき。

● (役員の仕事と選任)

第9条 H.J.B.L に次の役員を置く。尚、役員は総会において選任される。

- (1) 会長 1名
会長は、を H.J.B.L 代表し、所務を総理する。
- (2) 副会長 1名
副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行し、渉外を担当する。
- (3) 事務局長 1名
事務局長は、諸般の事務全般を行う。
- (4) 財務部長 1名
財務部長は、H.J.B.L 諸費の管理と収支決算報告を行う。
- (6) 審判部長 1名
審判部長は、H.J.B.L の審判員に関する業務を行う。
- (7) 常任理事 5名
常任理事は、副会長を補佐し、それぞれ事業を担当する。
- (8) 監事 2名
監事は、H.J.B.L 事業及び会計を監査し総会において報告する。

● (役員の仕事)

第10条 役員の仕事は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2. 役員に欠員が生じた場合は、補充し、その仕事は前任者の残任期間とする。

● (顧問)

第11条 H.J.B.L に顧問を置くことができる。

2. 顧問は役員会の推挙により会長がこれを委嘱する。
3. 顧問は、会長の諮問に応ずる。

● (会議の種類と構成)

第12条 H.J.B.L の会議は総会・役員会・常任理事会・代表者会議とする。

2. 総会は第9条に規定する役員及び加盟チームより選出された代表者をもって構成され、毎年1回開催する。
3. 総会は役員・加盟チームより選出された代表者を併せ3分の2以上の出席で成立する。
ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
4. 代表者は加盟チームより任意に選任し、遅くとも総会開催日の14日前までに代表者の役職・氏名を事務局に報告しなければならない。

5. 総会は、H.J.B.L の重要事項を審議し決定する。尚、会長が必要に応じ招集し臨時に開催することができる。
6. 役員会は、第9条に規定する役員をもって構成し会長が必要に応じ招集し開催する。
7. 役員会は、事業の企画及び協議を行い、H.J.B.L 事業の執行にあたる。
8. 常任理事会は、常任理事で構成され、必要に応じて随時開催する。ただし、その内容、決定事項は役員会に報告するものとする。
9. 代表者会議は、各チーム代表者またはそれに準ずる役職者をもって構成し、H.J.B.L 事業を円滑に行うための連絡調整として必要に応じて開催する。

● (会計)

第13条 H.J.B.L 経費は、団体加盟登録料（10,000円）、年会登録費（15,000円）、事業収入、寄付金、その他の収入をもって充てる。会計年度については、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

● (その他)

第14条 この規約に定めるもののほか、H.J.B.L の運営に関し必要な事項は、役員会で決定する。

付則

1. 本規約は2024年（令和6年）12月1日から施行する。